令和 4 年 5 月 2 5 日 防 衛 省

- 1. 北朝鮮は、本日5時59分頃、北朝鮮西岸付近から、1発の弾道ミサイルを、東方向に向けて発射しました。詳細については現在分析中ですが、最高高度約550km程度で、約300km程度飛翔し、落下したのは、北朝鮮東岸の日本海であり、我が国の排他的経済水域(EEZ)外と推定されます。
- 2. また、北朝鮮は、本日6時42分頃、北朝鮮西岸付近から、1発の 弾道ミサイルを、東方向に向けて発射しました。詳細については現 在分析中ですが、最高高度約50km程度で、約750km程度を 変則軌道で飛翔し、落下したのは、北朝鮮東側の日本海であり、我 が国の排他的経済水域(EEZ)外と推定されます。
- 3. 以上の弾道ミサイル2発以外に、ミサイルを発射した可能性があり、関連する情報を収集し、分析しているところです。
- 4. 防衛省から、政府内及び関係機関に対して、速やかに情報共有を行いました。現在までのところ、航空機や船舶からの被害報告等の情報は確認されていません。
- 5. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
- ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報 提供を行うこと
- ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとること
- の3点について指示がありました。

- 6. これを受け、防衛大臣は
- ① 米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
- ② 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すことの2点について指示を出しました。その後、関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところです。
- 7. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の 行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。 また、ウクライナへの侵略が発生している中で、立て続けにミサイ ルを発射していることは許されません。さらに、このような弾道ミ サイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、強く非 難します。
- 8. 防衛省・自衛隊としては、引き続き、米国等とも緊密に連携し、大臣指示に基づき情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとします。

